

## 印刷物仕様書

印刷物名	地域と学校の連携・協働のために	数量	( 枚 組) 3,000	■部 □枚 □組 □冊 □セット
印刷区分	■オフセット □フォーム □ダイレクト □賞状 □地図 □その他 ( )			
用紙規格 ・ 印刷面 ・ 印刷色	■A □B 4判 (■仕上がり)		□ インチ× インチ	□ mm × mm
	【表紙】 kg (紙の厚さ) □上質紙 □コート紙 □アート紙 □レザック □色上質紙 (厚口・特厚口) □その他 ( ) □片面刷/□両面刷 ( 色)			
	【本文】 16頁 76.5kg (紙の厚さ) □上質紙 ■コート紙 □アート紙 □OCR用紙 □ノーカーボン紙 (青・黒) (N ) □その他 ( ) □減感 ( 枚目) □裏カーボン ( 枚目) □片面刷 (□モノクロ ( 頁) □2色 ( 頁) □3色 ( 頁) □4色 ( 頁)) ■両面刷 (□モノクロ ( 頁) □2色 ( 頁) □3色 ( 頁) ■4色 (16頁))			
製本	【仕切紙】 枚 □上質紙 □色上質紙 (薄口・中厚口) □その他 ( ) □片面刷/□両面刷 ( 色)			
	□無線 (あじろ) とじ ■針金とじ (■中とじ □平とじ) ( カ所) □上製本 □見返し □背文字 □バラ ( 枚帯掛) □穴 ( カ所) □ミシン ( 本) □セット仕上 ( 枚帯掛) □天のり ( 組・枚 1冊) □折り (□二つ折 □三つ折 □巻三つ折 □巻四つ折 □経本折 □観音折) □その他 ( )			
グリーン購入	■適合 □不適合 □対象外			
	【判断基準】 (1)総合評価値 80以上の印刷用紙を使用すること。(冊子形状のものについては表紙を除く。) (2)印刷物の用途・目的に支障のない範囲で、可能な限りAランクの資材を使用すること。 (3)報告書、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物には、リサイクル適性を表示すること。 (4)オフセット印刷については、インキの種類ごとに規定された率以上植物由来の油を含有し、かつ芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いたインキが使用されていること。			
写真	■カラー 88点 □モノクロ 点 【内訳】 ■支給 [著作権: ■無 (88点) □有 ( 点)] □撮影又はレンタル 点			
イラスト	■カラー 50点 □モノクロ 点 【内訳】 □支給 [著作権: □無 ( 点) □有 ( 点)] ■書起し又はレンタル 50点			
支給原稿	【表紙】 □普通紙 □電子データ (使用ソフト: ) 【本文】 ■普通紙 ■電子データ (使用ソフト: Word ) 【イラスト】 □普通紙 □電子データ (使用ソフト: ) 【写真】 □ネガ ■プリント ■電子データ (使用ソフト: jpg )			
原稿引渡	□受注業者決定時 ■令和7年2月21日 (予定)			
校正責任者	所属名 福島県教育庁社会教育課 担当者 芳賀沼 内線 (5106) 外線 (024-521-7799)	校正回数	5回	
納入期限	令和7年3月24日 (月)	データ納品	■要 (形式: PDF ) □不要	
納入場所	福島県教育庁社会教育課 【その他納品先】 ■有 (66カ所) □無			
特記事項	デザイン案3案提出。デザイン案を基に福島県教育庁社会教育課内にて、対面で打合せを実施後、編集に着手すること。打合せ、校正の際は、 <b>担当者が来庁</b> すること。社会教育課で検収した後、その他納品先66か所に納品とする。その他納品先66か所の内訳は別紙のとおり。(県教育事務所7か所、市町村教育委員会59か所)			

- (注) 1 必要な仕様は、別紙に具体的に書き入れること。  
2 受注業者は、作業前に校正責任者と打合せを行うこと。  
3 リサイクル適性の表示が必要な印刷物(上記グリーン購入【判断基準】(3)を参照)については、受注業者は速やかに資材確認票を出納局入札用度課に提出すること。

## 別紙

## 配布計画（郵送）

No.	域内名	教育事務所 市町村名	住所	発送部数計
1	県北	福島市	福島市五老内町3-1	85
2	県北	川俣町	伊達郡川俣町字五百田30番地	15
3	県北	桑折町	伊達郡桑折町字東大隅18	15
4	県北	伊達市	伊達市梁川町青葉町1番地	30
5	県北	国見町	伊達郡国見町大字藤田字一丁田二1番7	15
6	県北	二本松市	二本松市金色403番1	35
7	県北	大玉村	安達郡大玉村玉井字西庵183	15
8	県北	本宮市	本宮市本宮字万世212	20
9	県中	郡山市	郡山市朝日一丁目23番7号	95
10	県中	須賀川市	須賀川市八幡町135	40
11	県中	鏡石町	岩瀬郡鏡石町旭町159	15
12	県中	天栄村	岩瀬郡天栄村大字下松本字原畑66番地	15
13	県中	石川町	石川郡石川町字長久保185番地の4	15
14	県中	玉川村	石川郡玉川村大字小高中畷9	15
15	県中	平田村	石川郡平田村大字永田字切田116番地	15
16	県中	浅川町	石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地144-6	15
17	県中	古殿町	石川郡古殿町大字松川字新桑原31	15
18	県中	田村市	田村市船引町船引字畑添76番地2	25
19	県中	三春町	田村郡三春町字大町1番地の2	20
20	県中	小野町	田村郡小野町大字小野新町字中通2	15
21	県南	白河市	白河市八幡小路7-1	35
22	県南	西郷村	西白河郡西郷村大字熊倉字折口原76-1	20
23	県南	中島村	西白河郡中島村大字滑津字二ツ山28-10	15
24	県南	矢吹町	西白河郡矢吹町一本木101	15
25	県南	泉崎村	西白河郡泉崎村大字泉崎字八丸145	15
26	県南	棚倉町	東白川郡棚倉町大字棚倉字中居野33	15
27	県南	塙町	東白川郡塙町大字塙字桜木町80	15
28	県南	矢祭町	東白川郡矢祭町大字東館字石田25	15
29	県南	鮫川村	東白川郡鮫川村大字赤坂中野字巡ヶ作128	15
30	会津	会津若松市	会津若松市栄町5-17	40
31	会津	磐梯町	磐梯町磐梯字仁渡1018	15
32	会津	猪苗代町	猪苗代町字城南100	20
33	会津	喜多方市	喜多方市字御清水東7244-2	35
34	会津	北塩原村	北塩原村大塩字下六郎屋敷2134	15
35	会津	西会津町	西会津町野沢字原町乙2234-1	15
36	会津	会津坂下町	会津坂下町字市中三番甲3667-1	15
37	会津	湯川村	湯川村清水田字長瀬18	15
38	会津	柳津町	柳津町柳津字下平乙234	15
39	会津	会津美里町	会津美里町鶴野辺字広町740	15
40	会津	三島町	三島町宮下字宮下350	15
41	会津	金山町	金山町川口字谷地393	15
42	会津	昭和村	昭和村下中津川字住吉415	15
43	南会津	南会津町	南会津町田島字後原甲3531	20
44	南会津	下郷町	下郷町塩生字大石1000	15
45	南会津	檜枝岐村	檜枝岐村字下ノ原887-2	15
46	南会津	只見町	只見町只見町下2591-30	15
47	相双	新地町	新地町谷地小屋字樋掛田30	15
48	相双	相馬市	相馬市中村字北町63-3	20
49	相双	南相馬市	南相馬市原町区本町二丁目27	30
50	相双	飯館村	飯館村伊丹沢字伊丹沢580-1	10
51	相双	浪江町	浪江町幾世字六反田7-2	15
52	相双	葛尾村	葛尾村落合字落合16	15
53	相双	双葉町	双葉町大字長塚字町西73-4	15
54	相双	大熊町	大熊町大河原字南平1717	10
55	相双	富岡町	富岡町本岡字王塚622-1	15
56	相双	川内村	川内村上川内字小山平15	15
57	相双	檜葉町	檜葉町下塙字麦入31	15
58	相双	広野町	広野町下北迫字苗代替35	15
59	いわき	いわき市	いわき市平字堂根町4-8	120
		合計		1310

60	県北教育事務所	福島市杉妻町2番16号	30
61	県中教育事務所	郡山市麓山一丁目1番1号	30
62	県南教育事務所	白河市昭和町269	30
63	会津教育事務所	会津若松市追手町7番5号	30
64	南会津教育事務所	南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1	30
65	相双教育事務所	南相馬市原町区錦町一丁目30	30
66	いわき教育事務所	いわき市平字梅本15	30

(直接・文書箱)※社会教育課に一括納品すること(仕分け不要)。

県立高校		78
特別支援学校		24
各地方振興局		35
県政記者クラブ		23
教育センター		5
養護教育センター		5
図書館		5
美術館		5
博物館		5
郡山自然の家		5
会津自然の家		5
いわき海浜自然の家		5
まほろん		5
教育庁各課		100
生涯学習課		5
文化振興課		5
スポーツ課		5
私学法人課		5
こども・青少年政策課		5
子育て支援課		5
合計		335

社会教育課	※研修会等で配布をする。	1145
-------	--------------	------

総計		3000
----	--	------

ふくしまの  
未来を創る

地域と学校の  
連携・協働のために

地域と共にある学校  
をめざして

*in Fukushima*

# 1 地域と学校が連携・協働する必要性

地域における教育力の低下や家庭の孤立化、学校を取り巻く問題の複雑化・困難化等の課題に対して社会総がかりで対応することが求められています。そのためには、地域と学校がパートナーとして連携・協働するための組織的・継続的な取組が必要不可欠です。

また、新学習指導要領が目指す「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校は地域との連携・協働を一層進めていくことが重要であり、地域においても、より多くの地域住民等が子どもたちの成長を支える活動に参画するための基盤を整備することが求められています。こうした社会的背景を踏まえ、平成29年3月に社会教育法が改正され、地域学校協働活動の全国的な推進に向けた規定の整備が行われました。

本県においては、東日本大震災及び原子力発電所事故による避難指示で、多くの方々がふるさとを離れなければならなくなりましたが、避難指示が解除された地域では、学校が復興の拠点として、地域や住民を勇気づけ、コミュニティの再建を担うなど、学校は、地域コミュニティの核であると改めて認識されました。

特に本県にとって、子どもたちが地域や復興の課題解決に参画する学びは、郷土への愛着や誇りを培い、社会に対する当事者意識を育むとともに、主体的な学びにより体験活動が更に充実することで、自己肯定感を醸成し、夢や志を育みながら激しく変化する社会をたくましく生き抜く力が身に付くものと考えます。

## 「学びの変革推進プラン」

福島県教育委員会は、第7次福島県総合教育計画を令和3年12月に策定し、今後の教育施策の方針をまとめた「学びの変革推進プラン」を年次計画として作成しました。

「学びの変革推進プラン」の主要施策の一つに「福島で学び、福島に誇りを持つことができる『福島を生きる』教育を推進する」を掲げ、福島県で学んだ子どもたちが福島県に誇りを持つことができるよう、学校と地域の連携・協働や地域をフィールドとした探究的な学びの推進等により、「福島を生きる」教育を目指しています。

## 2 「社会に開かれた教育課程の実現」に向けて

### ＜社会に開かれた教育課程の理念＞

(中教審答申 2018年12月)

- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ② これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育てていくこと。
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を委活したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

### (1) 教育課程を介して目標を学校と社会が共有

教育課程を介して地域と学校が目標を共有する方法としては、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度を導入した学校)や学校評議員制度等を活用したり、PTA 総会や地区の集まり等で話し合ったりすることが考えられます。

目標やビジョンを地域と学校が共有することにより、地域と学校が一体となった「地域と共にある学校」へと進めていくことができます。

福島県内では、令和6年5月現在、県内280校(小学校176校、中学校90校、義務教育学校7校、高等学校7校)においてコミュニティ・スクールが導入されており、県立学校も含め、コミュニティ・スクールの取組が広がってきています。

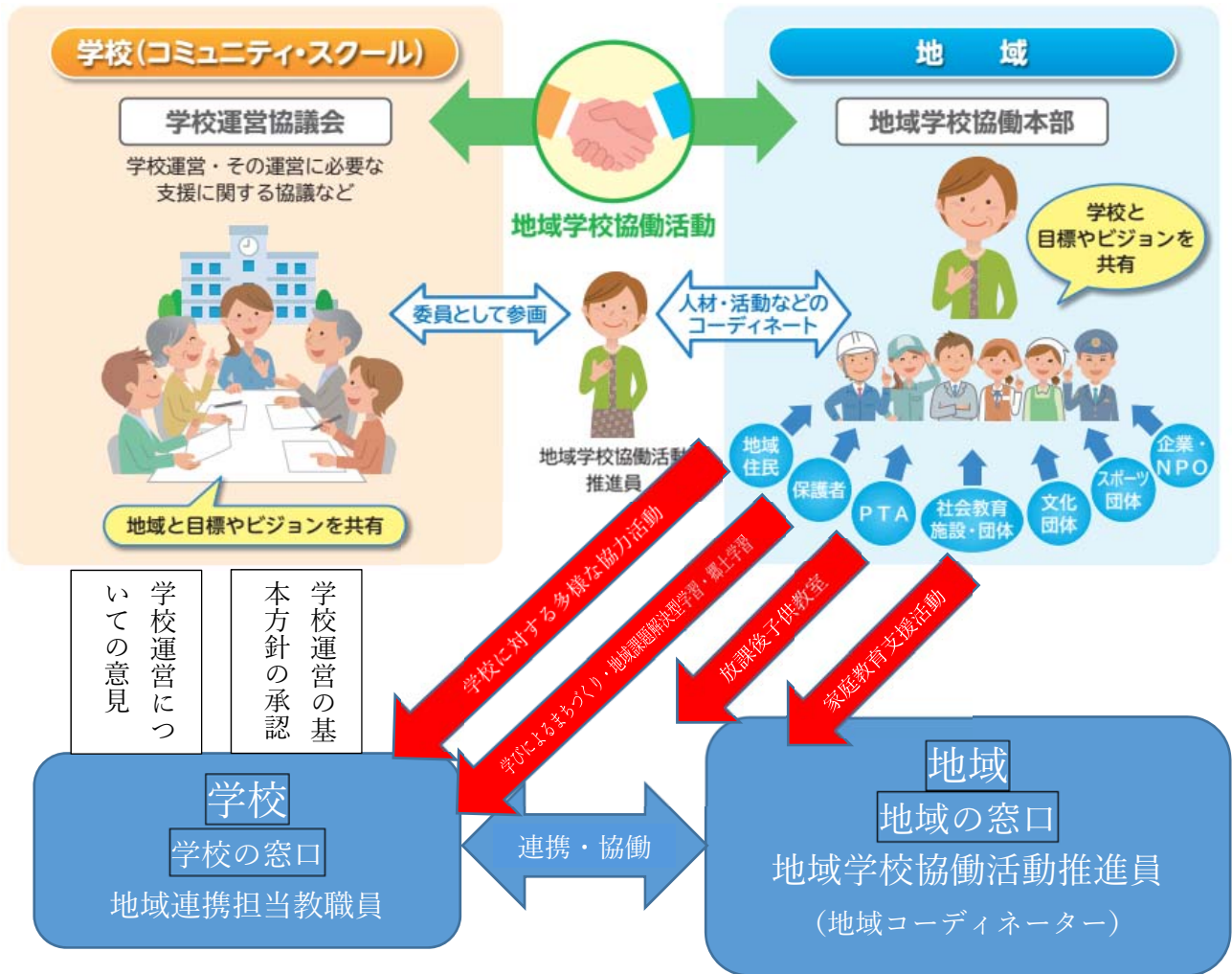


# コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の 一体的な推進に向けて

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進めるためには、**まず関係者で目標やビジョンを共有することが重要で、学校運営協議会の協議や熟議<sup>(※)</sup>等がその役割を果たします。**その結果を踏まえ、幅広い地域住民等が参画することによって、**教育活動や地域学校協働活動の充実や活性化**につながります。

学校運営協議会と地域学校協働本部は、それぞれがもつ役割を十分に機能させ、**一体的に推進することで**、相乗効果を発揮し、学校運営の改善と地域づくりに資する活動が一層進んでいくことが期待されます。

※「熟議」とは…多くの当事者が「熟慮」と「議論」によって問題の解決を目指す対話のこと。様々な立場の関係者が一つのテーブルにつくことで、新しいアイデアや考え方が生まれます。



## 「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」の一体的推進の効果

- 組織的・継続的な体制の構築**

校長や教職員の異動があっても、学校運営協議会によって、地域との組織的な連携・協働体制がそのまま継続できる「持続可能な仕組み」となる。
- 当事者意識・役割分担**

学校運営協議会や熟議等を通して、子どもたちがどのような課題を抱えているのか、地域でどのような子どもを育てていくのか、何を実現していくのかという「目標・ビジョン」を共有できる。
- 目標・ビジョンを共有した「協働活動」**

校長が作成する学校運営の「基本方針の承認」を通して、学校や地域、子どもたちが抱える課題に対して関係者がみな当事者意識を持ち、「役割分担を持って連携・協働による取組」ができる。

## ② 地域学校協働活動の推進

地域学校協働活動とは、地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

次の時代を担う子供たちに対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、学校と地域が連携・協働します。

地域学校協働活動は、社会教育法第5条第2項により、学校と協働して行う以下の活動と規定されています。

- 学校の授業終了後又は休業日において学校、社会教育施設等で行う学習、その他の活動
- ボランティア活動、社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の体験活動
- 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設等で行う教育活動、その他の活動

### 学びによるまちづくり・地域課題解決型学習・郷土学習

- 地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化のための方策を考え、実行する学習活動
- 「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする学習活動
- 地域の産業や商店街の職場体験学習、郷土の伝統・文化芸能学習 など

### 放課後子供教室

- 地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動

### 地域未来塾

- 全ての児童生徒を対象に、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援

### 家庭教育支援活動

- 寄り添いが必要な子供、不登校傾向のある子供等への対応について、保護者が学び合う機会づくり など

### 学校に対する多様な協力活動

- 登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺環境の整備、子供たちへの本の読み聞かせ、授業の補助や部活動の支援、企業等による出前授業等の教育プログラムの提供 など

### 地域の行事、イベント、お祭り、ボランティア活動等への参画

- 地域イベントにおけるボランティア体験学習、伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画 など

## 地域と学校が連携・協働することでの効果

### 児童生徒にとって期待される効果

- 1 学力向上の基盤をつくります**  
多くの大人の専門性や地域の力を生かした教育活動が実施されることにより、学びが充実するとともに学習意欲が高まります。
- 2 「生きる力」の育成につながります**  
地域の方々との関わりにより、自己肯定感や思いやりの心が育まれるとともに、地域への理解・関心が深まります。
- 3 社会性が育まれます**  
地域の方々との関わりから、地域への愛着が芽生え、地域の担い手としての自覚がうまれます。

### 地域にとって期待される効果

- 1 地域の教育力が向上します**  
地域の子どもたちを地域全体で育てていこうという意識が高まり、地域の教育力向上につながっていきます。
- 2 地域コミュニティが活性化します**  
学校での教育活動を通じて、児童生徒と地域住民及び住民同士の交流の機会が創出され、学校を核とした地域コミュニティがうまれます。
- 3 地域住民の生きがいづくりや自己実現につながります**  
地域住民がこれまでの学びで身に付けた知識や技術、経験を生かす機会が得られることで、生きがいづくりや自己実現につながります。

### 学校・教職員にとって期待される効果

- 1 授業内容が充実します**  
地域の方々が多様な視点や地域資源を生かし、充実した教育活動が展開できます。
- 2 地域との信頼関係が構築されます**  
日頃から地域と学校が連携して様々な教育活動を推進していくことで、地域と学校の良好な信頼関係が構築されます。
- 3 地域への理解が深まります**  
地域の人的・物的な教育資源を知るとともに、地域の方々为学校の応援団であることを実感できます。
- 4 多忙化解消につながります**  
地域の方々には教員以外の者が担うことができることに協力や支援をいただくことにより、教育の業務の軽減を図れます。

## 県教委の補助事業「地域学校協働本部事業」が活用できます。

---

令和6年度は、42の市町村・団体が県教委の補助事業を活用し、「地域学校協働活動」を実施しました。

### <令和6年度実施市町村・団体>

川俣町 田村市 三春町 会津若松市 相馬市 南相馬市 浪江町 葛尾村 双葉町 富岡町  
川内村 檜葉町 広野町 県立聴覚支援学校平校保護者会 国見町 二本松市 大玉村 本宮市  
須賀川市 鏡石町 天栄村 石川町 小野町 白河市 西郷村 矢吹町 棚倉町 埴町 矢祭町  
鮫川村 猪苗代町 喜多方市 西会津町 会津坂下町 湯川村 柳津町 会津美里町 三島町  
金山町 南会津町 下郷町 只見町



〇〇の取組事例【市町村名】

〇〇の取組事例【市町村名】

内容

写真

内容

写真

ポイント

ポイント

成果

写真

成果

写真

〇〇の取組事例【市町村名】

〇〇の取組事例【市町村名】

内容

写真

内容

写真

ポイント

ポイント

成果

写真

成果

写真